

第四章 真鶴の産業と北条氏

29 北条氏綱が伊豆山参詣の帰途に、真鶴が崎の鷗が巖谷を見物し、酒宴を催したという

1 北条記『小田原記』
29

とも。戦国大名北条

氏の興亡を中心に、

永享の乱から北条氏

直の病死までを描い

た関東地方に関する

歴史書。作者不詳。

成立時期を十七世紀

後半とする説があ

『北条記』二
走湯山参詣之事

北条殿の分国は、伊豆・相模両国漸治りぬ。

其外は管領の分国也。其比、氏綱³、伊豆山へ

御参詣あり。御家老面々皆御供也。当山の別

当般若院は、道中まで迎に参る。摂登山被

成、紫震殿に御再拝被成、電の宮へ御参あ

る。其後別當に被仰付、縁起を御尋有。当社

(一五五二)まで上野國平井城(群馬県藤岡市)にいた。

3 氏綱 北条氏二代。

4 早雲の嫡子。

4 縁起 社寺などの由

来や靈験。

5 高麗國 朝鮮半島に

九三六年に建国され、一三九一年に滅びた国。あるいは、

大師御参詣有て、深秘の法を修し、尊神の靈光を仰ぎ給ふ。信心祈誓の妙業は、通達三世

の事を行時、如法の修行は証得四曼理^{ママリ}を、今

に至まで真言仏法当山に流布して、法の光も

明也。右大將軍頼朝卿御逆心の初も、当社に

御祈誓有てこそ、御世をは治給ふなり。弥御

信心有て、毎年自身の御奉幣、色々の捧物共、

御自筆の御願書有。其外、曾我祐成・時宗兄

弟⁹が弓箭もあり、太刀も有。^(足利)尊氏將軍の御剣

もあり。色々々御見物有て、御下向の次而

に、真名鶴か崎と云所に、^{レキ}鷗^{シロハシ}が巖谷と号して

大成石穴あり。是は昔頼朝卿、石橋の軍に負

て籠り給て、運を開給ひし所也。此所御見物

- 一般に朝鮮半島のこと
とをい。 6 高麗寺山 高麗山
（こうらいさん。こ
まやま）。 大磯町。
『五妻鏡』などにみえ
る高麗寺のあつたと
ころで、その辺りに
朝鮮半島から渡来し
た人々が住んだと伝
える。 7 不可勝計 かぞえあ
げることができな
い。
- 8 弘法大師 空海。 真
言宗の開祖。
- 9 曾我祐成・時宗兄弟
建久四年（一一九
三）富士の裾野で父
の敵工藤祐経を討つ
こと。 10 鳥か岩谷 史料12参
照。
- 11 かつぎをさせて。 海人
海に潜らせて。 海人
のこと。 12 唐土 中国のこと。
清盛 平清盛。 北条
氏も平氏を称したの
で、清盛のことが取
り上げられたのであ
る。
- 13 12 唐土 中国のこと。
清盛 平清盛。 北条
氏は史料28にみたよう
に、禅秀の乱後、土屋・土
肥氏らの旧領を獲得し、以
来、土肥郷は同氏の支
配下に入ったのであつたが、
このときから土肥郷
- 有て、浦人とも被召、鮪（鮓）を取せて、かつぎを
せさせて御酒宴あり。 扱御船に乗給ひ、小田
原へ帰らせ給に、白魚一つ船中へ飛入ける。 唐土には周王の御船へ魚飛入、吾朝には清盛¹³
の舟へ魚の入ける例、何れも目出度瑞相なり
とて、御祝有て夜に入ければ、篝火を焼つれ
て、早川の浦に帰給す。

〔続群書類従〕 21上 合戦部

は戦国大名北条氏の支配下に入ることになった。
これによれば、早雲の跡を継いだ二代の氏綱
が、伊豆山に参詣した帰りに、真鶴が崎に立ち寄
り、鶴が岩屋を見物したという。しかも、注目さ
れるのは、鶴が岩屋が、頼朝が石橋山の合戦に敗
れて逃げこみ、隠れた場所であると書かれている
ことである。氏綱の代にそうした伝承が本当にあ
つたのであろうか。

『北条記』

北条氏は、明応二年（一四九三）に初代早雲
（伊勢新九郎、早雲庵宗瑞）が、伊豆国に攻めこ
たことで知られる。史料12参照。

11 かつぎをさせて。 海人
海に潜らせて。 海人
のこと。 12 唐土 中国のこと。
清盛 平清盛。 北条
氏も平氏を称したの
で、清盛のことが取
り上げられたのであ
る。

13 12 唐土 中国のこと。
清盛 平清盛。 北条
氏は史料28にみたよう
に、禅秀の乱後、土屋・土
肥氏らの旧領を獲得し、以
来、土肥郷は同氏の支
配下に入ったのであつたが、
このときから土肥郷

本当に氏綱が真鶴の鶴の岩屋を見物に来たかどうか
は確認できない。しかし、源頼朝以来、武家の
信仰厚い伊豆山権現への参詣は当然あつたはずで
あるから、その途中にあたる真鶴に立ち寄った可
能性は高い。そして、もし氏綱が来たとした場合
の年次であるが、早雲が亡くなつて名実とともに氏
綱が家督を継いだ永正十六年（一五一九）八月以
後、氏綱が亡くなる天文十年（一五四二）七月ま
での間と考えられるのでここに掲げた。

30
〔一五四五〕天文十四年二月十四日 連歌舞宗牧が真鶴が崎で、しととの岩屋を見物する

1 東國紀行 連歌舞谷

宗牧(たにそらぼく)
の紀行文。天文十三
年(一五四四)九月

下旬に京を発ち、尾

張・駿河を経て、翌

年関東に入った旅の
様子を記したもの。

2 済度 仏が苦海にあ
る人々を濟(すこ)

い出して、煩惱を減
却した状態に度(わ
た)らせること。

3 わりなく 分別な
くことのほか。

4 石上 史料42参照。

5 杉山 源頼朝が石橋
山の合戦に負けて逃
げこんだところ。第二
二章参照。

6 東鑑 『吾妻鏡』のこ
と。史料5注参照。

7 幻庵 北条早雲の
子。箱根権現の別當

にもなり、北条家の
中でもっとも豊かな
教養の持ち主とし

るを、梶原平三(景時)
見付けてたすけ参らせし、此
しとどの岩屋みせ侍り。此の岩屋は、杉山の
合戦に打ち負け給ひて、頼朝かくれおはしけ

二月十四日、熱海を出でて走湯山一見。こと
にあすは御神事にて、御社頭のあたりにぎは
しく、遠近人も且まじれり。湯瀧、水瀧、済
度²の海に落ち合ひたる様、煩惱のあかもすゝ
ぐ心地したり。真乘坊といふに立ちよりたれ
ば、わりなく発句所望、

まなくよる山や春雨たきの糸
見えたるまゝにや。大庭の石上など、同道し
て行くまゝに、とひの浦近くなれば、杉山の
城ふりさけ見つゝ、真鶴が崎、石上しる所に

の忠節によりて、無比類近習になれるよし、
東鑑⁶にみえたりなど、人のかたりし。さもあ
るにや。大庭千世に、
蟹小舟さほのとりぐみつるかな
しとどの岩やまな鶴が崎
などいひつゝさし寄せて、小庵におりたり。
いろいろ手づからとりくひつゝ数盃。興に乗
じて駒なべつゝ、小田原もみえわたる程、幻
庵より迎ひたまはり、永田源左衛門所の風呂
たかせられ、夕食のしたて歴々の様ながら、
手だに触れられず。

(『新校群書類従』紀行部)

【解説】

『東國紀行』は天文十四年(一四五五)当時の

て知られた。
8 永田源左衛門『小
田原衆所領役帳』に
馬廻衆としてみえる
長田但馬守か、不
詳。

ことを伝えるものであるから、その当時には「し
とどの岩屋」が、石橋山の合戦に敗れた頼朝が隠
れ、梶原景時に見つけられ、救われた場所として
地元の人々に伝承されていたことが確かめられ
る。前号史料の『北条記』は近世に書かれたもの
であるから、それによつては、氏綱の代に鷹の岩
屋の伝承が存在していたと確証はできないのであ
るが、この『東国紀行』は氏綱死後まもない時期
のものであるから、氏綱がもし真鶴を訪れていた

としたら、頼朝の隠れた場所として鷹の岩屋を見
物したであろうことは十分ありうる。
伝承がいつごろから形成されたかはわからない
が、熱海がはやくから湯治場であり、真鶴が鎌
倉—熱海、小田原—熱海を往来する際の途中にあ
たること、同じく伊豆山も途中にあって参詣者が
多く、伊豆山と真鶴とは頼朝の関係する地として
の共通性をもつことから考えて、戦国期以前にさ
かのぼる可能性は大きい。

[31]

1 北条家朱印状
朱肉
で印判を押した公的
な文書を朱印状とい
う。北条氏は、永正
十五年（一五六八）
から、口絵写真等に
みられるような印判
を用いた。この印判
は、方形郭の中に
「禄寿応穂」の四文
字があり、その上に

北条家朱印状 1

自岩・真名鶴、看・同鮑・海老壳買事、只今
精銭²ニ被相定候、精銭之品ハ、四五十色可有
之、小田原御番所にて被為撰³ほとらい、各可
存上、可存其旨、若悪銭⁴を以申懸者有之共、
不可致請引、惣而於商買、売手買手可為間

甲子
〔永禄七年〕
十一月
十日

大草左近大夫⁸奉之

31
(一五六八四)

31 永禄七年十一月十日 岩と真鶴の魚介類の売買には精銭を使うことなどが定められる

旨、小田原御法度之間、可存其旨、并無御印
判而押立⁶出事堅被停止候、御公方御用之時
者、以御印判可被仰付間、守其旨、無沙汰有
問敷者也、仍⁷如件、

〔永禄七年〕
十一月
十日

虎がうずくまつて、
る姿を刻しているの
で、当時から虎の印
判と呼ばれた。以
後、滅亡まで、代々
の家印として領国支
配のために用いられ
たので、これを押し
た文書を北条家未印
状という。

2 精銭 質の良い銭。
注5 解説参考。

3 色種類。

4 ほどらい ほどあ
い。程度。

5 悪銭 北条氏は「大
かけ・わせん(大
ひびき)・打ひらめ」
の三つを「悪銭」に
指定して使用させな
いこととした。

6 押立 強制的に徴発
する人夫。

7 公方 北条氏のこ
と。

8 大草左近大夫 小
田原衆所領役帳に
馬廻衆としてみえ、
一八一貫余の所領等
を宛行われている。

北条氏の奉行人。な
お「奉之」は「これ
をうけたまわる」と
を仰せ付けらるべきの間、その旨を守り、無沙汰

（懸紙ウワ書）
一岩

百姓中¹⁰

小代官₉
(姓)
百姓中

真名鶴
岩

有るまじきもの也。よつて件の如し。

【解説】

岩と真鶴の人々は、魚・鮑・海老を商っていた
ことがわかる。その売買には銅錢が使われたが、
当時流通していた銭には、中国から輸入された
銭、国内で私的に鋳造された銭（私鋳錢）、それ
らが長く使われている間に、磨耗したり、割れた
り（われ銭）、欠けたり（欠け銭）した銭など、
さまざまな種類のものがあった。それらのうち、
粗悪な私鋳錢やわれ銭などは悪銭として、人々に
きらわれた。売買の際には、支払われる銭をめぐ
って、悪銭や悪銭と精銭を混合して使おうとする
買手の側と、悪銭を受け取るまいとする売手との
間ではしばしば争いが起っこり、喧嘩となつたり、売
買が成立しないという事態も生じた。このため、
北条氏は銭を精銭・地悪銭・悪銭の三種類に分
け、注5に記した三つの悪銭は使用しないこと、
それ以外の悪銭は地悪銭として二〇～三〇銭は精
銭に混合して使わせることとする法を定めたが、

（真鶴町教育委員会蔵）

【読み下し】

岩・真鶴より肴・同鮑・海老売買の事、只今精
銭に相定められ候。精銭の品ハ、四五十色これあ
るべし、小田原御番所にて撰ばせらるほどらい、
各存じ上ぐべし。その旨を存ずべし。もし悪銭を
もつて申し懸くる者これ有るとも、承引致すべか
らず。そうじて商買において、売手買手の間たる
べき旨、小田原御法度の間、その旨を存ずべし。

ならびに御印判なくして押立を出すこと、堅く

停止せられ候。御公方御用の時は、御印判をもつ

て仰せ付けらるべきの間、その旨を守り、無沙汰

3 伊勢東海船方 伊勢
3 伊勢東海船方の水夫(かこ)
2 船乗りのこと。
2 番錢 当番の役を勤める代わりに納める
1 文 錢。この場合、一人
1 文 一ヶ月七〇〇文となつてゐる。
3 卯霜月:貳月迄 永

読み、大草が岩・真鶴の住人の要求を聞き、北条氏に取り次いで、北条氏の意向を奉つてこの文書を奉つてこの文書の発給にたずさわったことを示す。

9 小代官 この代いかん。村人の中の有力者から選ばれ、村の年貢や諸役の納入責任を負ったもの。村人の代表としても活動した。史料33参考照。

10 この懸紙は別の文書のものと考えられる。

あまり効果はなかつた。

岩・真鶴の人たちの魚介売買においても、錢をめぐる争いが度々発生したのである。そのため、村人は北条氏に訴えた。

その結果、北条氏はこの文書にみえるように、岩・真鶴の人々の魚介売買では精錢を使うこと、もし悪錢で買い取らうとする人がいても承知しないようなどということを明文化して、人々の願いに応じた。

また、岩・真鶴の人々が北条氏の家臣から、し

32 (一五六八) 永禄十一年四月十日 土肥郷などの船乗りが、北条氏から番錢の納入を命じられる

北条家朱印状案

1 伊勢東海船方 不参之分番錢之事

1 伊勢東海船方の水夫(かこ)
2 船乗りのこと。
3 3 代貳貫八百文、但此内半分郷中へ御赦免、
1 人 卯霜月より辰貳月迄合三ヶ月分、
1 人 此代貳貫八百文、但此内半分郷中へ御赦免、土肥
1 人 此代六貫三百文、但此内半分郷中へ御赦免、金沢
1 人 此代六貫三百文、但此内半分郷中へ御赦免、
3 卯霜月:貳月迄 永

ばしば不法に人夫役を徴発されるという事態が起きていたことが推定される。人々はそのことも含めて北条氏に訴えたのである。この文書の後半部分はそのことにかかる。村人を徴発するにはその旨を記した北条氏の「御印判」状が必要であり、それを持たないものが人足を出すよう命ずることは禁止すること、そのかわり、北条氏の印判状があれば、そこに記されているように、人足その他をすみやかに出すよう命じている。

壹人卯十二月より辰貳月晦日迄合三ヶ月分、
壹人此代貳貫百文、但此内半分郷中へ御赦免、網代
右、船方共不参、一段曲事候、自今以後、致
欠落⁸ニ付而者、可懸過失、但以上之内半分御
赦免之上者、当月中ニ番錢相調、笠原藤左衛門^(康明)

- 禄十年十一月より十
一年二月まで。
4 金沢 横浜市。
5 国府津 小田原市。
6 綱代 静岡県熱海
市。
7 曲事 けしからぬこと。
8 欠落 逃げること。
9 可懸過失 罰金をか
ける。
- 10 笠原藤左衛門尉
『小田原衆所領役帳』
では、御馬廻衆とし
て一九一貫八〇文
の所領を給されてい
る。北条氏の奉行
人。
- 11 近藤隼人佐 『小田
原衆所領役帳』では、
諸足輕衆として九四
貫文を給されている。
- 12 百姓 ここでは乗組
当番衆・船頭を指
す。農民だけにな
く、漁業やその他の
職業についている人
々で、自立して役や
年貢を負担する者を
いう。
- 13 地頭 北条氏の家臣
で、領地を宛行（あ

門尉・近藤隼人佐兩人、急度可相渡候、百
姓無沙汰付而者、地頭・代官ニ嚴可致催促
候、若当月ニ至于相延ハ、御赦免之分毛可被
召上者也、仍如件、
(永禄十二年)
辰四月十日

笠原藤左衛門尉
同船頭
伊勢東海乗組當番衆

笠原藤左衛門尉

同船頭

【読み下し】

伊勢東海船方、不參の分番錢の事

卯の霜月より辰の一月まで合わせて四か月分、
内半分、郷中へ 土肥
壹人 この代一貫八百文、ただし、この内半分、郷中へ
御赦免 金沢
壹人 分、この代六貫三百文、ただし、この内半分、郷中へ
御赦免 金沢
壹人 分、この代六貫三百文、ただし、この内半分、郷中へ
御赦免 金沢
壹人 分、この代八貫七百五十文、ただし、この内半分、郷中へ
御赦免 綱代

以上拾七貫五百文、残つて出方八貫七百五十文、
右、船方ども不參、一段曲事に候。自今以後、欠

落致すに付いては、過失を懸くべし。ただし、以
上の内半分御赦免の上は、当月中に番錢を相調
え、笠原藤左衛門尉・近藤隼人佐兩人にきっと相
渡すべく候。百姓無沙汰については、地頭・代官
に厳しく催促致すべく候。もし当月に相延るに至
りては、御赦免の分も召し上げらるべきものな
り。よって件のごとし。

【解説】

北条氏は漁業や廻船業など、船を使って生計を
立てている人々に、魚を納入させたり、船役錢を
かけたりした。ここに記された「伊勢東海乗組當
番」もそうした人々に課された役の一つであつ
た。各港の水夫（水主とも）たちを交替で当番に
編成し、一定の期間ずつ、伊勢東海船という軍船
に乗り組ませ、海上や軍港の警備にあたらせるこ
ともに、水軍としての訓練を行ったのである。

しかし、この役は船乗りたちの生計を直撃する
重い負担であったので、各地でこれを忌避した
り、負担を逃れるために逃亡したり、あるいは、

ておこな)われてい
る者(領主)。

役を免除するよう訴える動きが起きていた。このため、北条氏は直接船乗りを徵発することをやめ、その代わりに錢で納入させる(番錢という)

方法を取らざるをえなくなつていった。

この文書は、土肥郷など四か所の船乗り・船頭が乗組当番の役を勤めなかつたので、番錢で負担させること、しかも半分は免除するから、残り半

額を四月中に納入すること、もし期限内に納めない場合には、それぞれの港を支配する北条氏の家臣や代官に催促して納めさせるようすること、期限内に納めなければ、免除した半額についても免除を取り消し、全額納入させること、を厳しく命じている。

33 丑年七月二十八日 真鶴の小代官らが梶原番錢について訴えたのに対し、印判状が出される

³³
1 梶原番錢 梶原は、
北条氏が水軍を強化

するために紀伊から
招いた水軍の将。船

乗りが北条氏に納め

る番錢の一部が、給
分として梶原氏に与
えられたので、それ

を梶原番錢とい
う。

所領の不足を補う措
置。

2 申上内御合点分
姓平井・船持中が北
条の小代官青木・百
姓平井・船持中

北条家朱印状力

梶原番錢、丑七月御改時、申上内御合点分、

【読み下し】

(『新編相模国風土記稿』)

梶原番錢、丑の七月御改めの時、申し上ぐるの
内、御合点の分、御印判下さるるの事云々。

【解説】

『新編相模国風土記稿』卷三十二の真鶴村の條
に、「北条氏の頃、海賊奉行梶原番錢の事に付、

真名鶴小代官青木九郎兵衛
百姓平井
同船持中

条氏に申し上げた
(訴えた)ことのうち、北条氏が承諾した分。

当村に下知あり、門川村民清兵、衛家藏文書曰」として、この文書が引用されている。不完全な引用であるが、そのままここに採録した。真鶴あてに出された文書がどうして他村の家に伝えられたかなど不明な点もあるが、文書自体は疑いのないものであろう。本文後次のため、内容も十分明らかではないが、番錢の納入について小代官らが訴願

をし、その一部が認められたことがわかる。また、真鶴の住人として青木九郎兵衛や平井の名がみえるのも貴重である。梶原氏が北条領へ来住して以後の丑歳としては、永禄八年・天正五年・天正十七年などが考えられるが、年次を確定できないので、前号文書にかけて、便宜ここに掲げた。

34 永禄十一年九月五日 北条氏康が、土肥の山の石を切り出すよう、石切職人に命じる

1 土肥御屋敷
北条氏
敷。これ以前に設けた屋敷に、前にすでにあつたことになるが、どこにいつ不^レ明。

2 善左衛門 石切職人。青木氏。

城の西の板橋に居住する。

3 公用 北条氏が職人作料として五〇文を支払つた。しかし、所領などもえられ、
辰(永禄十一年)
九月五日
丹後奉之

土肥御屋敷うしろの山石、此度善左衛門見立
申切石、御土蔵之根石仁、南条・幸田如申切
之可申候、公用義、自兩人前請取可申者也、
仍如件、
(武榮)朱印)

同 善左衛門

(静岡県清水市 片平信弘氏藏)

【読み下し】

土肥御屋敷うしろの山石、この度善左衛門見立申す切石、御土蔵の根石に、南条・幸田申すごとく、これを切り申すべく候。公用の儀、兩人前より請取り申すべきものなり。よって件のごとし。

石切
左衛門五郎

第4章 真鶴の産業と北条氏

2 伝馬 主に公用（二
うよう）の人や物資
を運ぶため宿場ご
とに置かれた馬。公用
の場合には駄賃の
支払いなしで、次の
宿場までの運送を義
務づけられた。私用
には駄賃を取つて運
送業を営んだ。

2 公方伝馬 公方は北

4 武榮「朱印」三代
北条氏康が晩年元用
いた印判。氏康は元
龜二年（一五七〇）
没當時の北条氏家
督は氏康の子氏政家
では氏康は隠居の身
であつたが、当主が
出陣などで留守の間
はこの印判状が、当主
主発給文書に準じた
効力をもつた。

5 丹後 北条氏の奉行
人。

1 伝馬 ^㊱
主に公用（二
うよう）の人や物資
を運ぶため宿場ご
とに置かれた馬。公用
の場合には駄賃の
支払いなしで、次の
宿場までの運送を義
務づけられた。私用
には駄賃を取つて運
送業を営んだ。

1 伝馬 ¹
下、可為公方伝馬也、仍如件、
^{（永禄十一年）}
辰九月五日

丹後奉之

35 永禄十一年九月五日 石切職人が小田原から土肥までの伝馬の利用を認められる

北条氏康朱印状

小田原 伝馬中
土肥まで

（静岡県清水市 片平信弘氏蔵）

日間は義務として北

条氏に奉公すること

が義務づけられ、そ

の分は作料の約三分

の一にあたる一七文

を支払われることを

を支払われることを

公用といふ。

北条氏康が晩年元用

いた印判。氏康は元

龜二年（一五七〇）

没當時の北条氏家

督は氏康の子氏政家

では氏康は隠居の身

であつたが、当主が

出陣などで留守の間

はこの印判状が、当主

主発給文書に準じた

効力をもつた。

北条氏の奉行

【解説】

土肥郷に北条氏の「御屋敷」があつたことがわ

かる。建設場所が不明なので、「御屋敷うしろの

山石」がどの山で切り出されたかはわからない

が、現在、真鶴町域が主産地となつている小松石

の切り出しにかかわる文書であることはまちがい

ない。土藏の建築全体を統轄する奉行人南条・幸

田両氏の指揮監督をうけて、善左衛門が山石の見

立をし、奉行人の指示通りに石を切るようにと

いうのが、ここで北条氏の命じていることであ
る。

北条氏は、左衛門五郎・善左衛門のような石切
職人集団を率いる棟梁に所領や給分を与えて、一
年に三〇日間は公用の支払いだけで、いつでも北
条氏の用を勤めさせる制度をつくり、職人を動員
した。本史料から史料37まではすべてこれにかか
わる史料である。公用は奉行人から支払われる。

条氏を指す。公用の伝馬として、二人の石切は無貨で伝馬を利用できることを示す。

【読み下し】

伝馬二疋、石切左衛門五郎、同善左衛門に下さる。公方伝馬たるべきなり。よつて件のことし。

【解説】

史料34と同じ日付で出されている。二人の石切職人が、駄賃の支払いなしに伝馬を利用できるよう出された文書である。この伝馬は小田原の町人たちの負担で、土肥郷まで送り届けられた。職人

が公用で移動する場合には、文書のあて名の位置に、出発地と目的地が記されたこのような文書を携帯し、その間の宿場ごとにこれを提示して、目的地まで伝馬を使うことができた。

なお、通常は、伝馬利用の文書には、「常調」の印文と馬の姿を刻んだ印判が押された伝馬手形（史料41参照）が用いられるが、ここでは異例の措置として、氏康の朱印が用いられている。

36 永禄十一年十月十六日 土肥での石切り作業を急がせるため、石切七人を増員する

[36]

1三日中出来候様
三
日間でできあがるよ
う。

北条氏康朱印状
石切七人土肥へ可罷越事

(永禄十一年カ)
(武榮(朱印))
辰
十月
十六日

右、明日十七致用意、明後十八早天罷越、御
土藏之石切合可申、三日中出来候様、人數可
入付而ハ、重而五人も三人も召寄可申、先此
度ハ七人罷越、南条四郎左衛門・幸田与三如
申付可走廻者也、仍如件、

石切
左衛門五郎

(静岡県清水市 片平信弘氏蔵)

1 ならさわ 厚木市七
沢(ななさわ)。北条
氏はしばしばこの地
で材木を調達している。
2 中将 山角為久。北
条氏の奉行人。北
藤沢市大鋸(だいぎ
り)の地に住んで、
わへ籠越、先日被為引
候大わりのいた、小わ

右、明日十七用意致し、明後十八早天に籠り越
し、御土藏の石切り合わせ申すべし。三日中に出
来候よう、人数入るべきに付いては、重ねて五
人も三人も召し寄せ申すべし。まずこの度は七人
籠り越し、南条四郎左衛門・幸田与三申し付くる
ごとく走り廻るべきものなり。よつて件のごと
し。

37 藤沢の大鋸職人が、北条氏の命令を受けて土肥で製材作業を行う

北条氏康朱印状

1 ならさわ 厚木市七
沢(ななさわ)。北条
氏はしばしばこの地
で材木を調達している。

一手 卅日分
一手 廿五日分

此外五日ハ、先日、小田原・土肥にて被召仕候、

りニさせられへく候、猶以御日限無相違、廿
三日ニ籠越、奉行西蓮寺如申、可走廻者也、
仍如件、

十月廿 〔武榮朱印〕

(山角為久)
中将奉之

藤沢大鋸(だいぎ
り)の頭
森木工助 3

【読み下し】

石切七人、土肥へ籠り越すべき事

右、明日十七用意致し、明後十八早天に籠り越
し、御土藏の石切り合わせ申すべし。三日中に出
来候よう、人数入るべきに付いては、重ねて五
人も三人も召し寄せ申すべし。まずこの度は七人
籠り越し、南条四郎左衛門・幸田与三申し付くる
ごとく走り廻るべきものなり。よつて件のごと
し。

【解説】

根石の切り合わせを二十日までに完了させようと出されたものである。七人の増員で三日間という数字は、善左衛門らと南条ら奉行人との協議と見積もりとによって算出されたものであるが、期日中の完了のためにはさらに石切の追加動員もありうることが通告されている。小田原やその近辺にたくさんある石切がいたことがわかる。

大鋸引の職人集団を率いていた森氏。大鋸は、材木から板を製造する縦引きの細長い鋸で、二人で向かい合って引く。一手とはその二人一組をいう。

大鋸引中

(藤沢市 福原新一氏蔵)

なく、二十三日に罷り越し、奉行西蓮寺申す」とく、走り廻るべきものなり。よつて件のごとし。

【解説】

史料34から史料36までと同じに、北条氏康の朱印状であるので、永禄十一年かその前後の年次と考えられる。この文書は、大鋸引職人を七沢へ呼んで製材させるために出されたものであるが、文中に土肥がみえるので掲げた。大鋸引職人一組が、十月二十一日以前に小田原と土肥で合わせて五日間製材に従事していたことがわかる。土肥で製材された板は、土藏建築に関係あるかもしれない。

【読み下し】

「一手 三十日分
一手 二十五日分

このほか五日は、先日、小田原・土肥にて召し仕われ候。

以上

右、明後二十三日、必ず必ず二手ながら、ならざわへ罷り越し、先日引かせられ候大わりのいた、小わりにさせられべく候。なおもつて御日限相違

38 (元亀二年五月十六日) 岩の百姓中が、新造の鮫追船二艘について、諸役免除の特権を得る

38

北条家朱印状

1 諸役
いっさいの税
船役錢など、
負担。

鮫追船貳艘新造ニ致之立由申上候、諸役令赦
免候、若横合非分之儀申懸者有之者、小田原

～罷越可申上者也、仍如件、

(元亀二年)
辛未(虎朱印)

五月
十六日

万阿³奉之

2 横合非分之儀 不法
なこと。
3 万阿ミ 北条氏の奉
行人。

岩百姓中

(真鶴町教育委員会蔵)

【読み下し】

鮫追船二艘、新造にこれを致し立つ由申し上げ候。諸役赦免せしめ候。もし横合非分の儀申し懸くる者これ有らば、小田原へ罷り越し申し上ぐべきものなり。よつて件のごとし。

【解説】

岩の漁民たちは、鮫追船二艘を新たに造り、そ
八月七日(年未詳) 石巻家貞が、岩の船二艘には諸役を負担させないよう、真鶴の船方中に通達する

¹石巻家貞 ²『小田原衆所領役帳』に馬廻衆として三三二貫を領してみえる石巻下野守か。

石巻家貞書状

かせられ候ところに、内儀として申かけ候事、ちかころくせ事に候、御いんはんをおさへ、上意をもちいす候や、御いんはんをよくくく見わけへく候、謹言、

の船にかかるいつきいの役を免除するよう北条氏に申請し、認められたのである。そして不法に役を申しかける者がいた場合には小田原に訴えて出ることもあわせて認められた。

ただし、諸役免除の特権は、戦争その他の必要から、北条氏が直接に岩に対し船の動員命令を出した場合には、その命令に従うという条件つきで認められたものである。

2 内儀として 内々
に。
3 上意 主君の命令。

八月七日 石巻(花押)
(真鶴) まなづる
船方中

(真鶴町教育委員会蔵)

【解説】

石巻家貞の発給文書は天文年間（一五三一～五五）に多くみられるが、この文書は年未詳で、内容が前号文書と関係するのでここに掲げた。また、月日以下は現存しないので、『相州文書』によつて補つた。

この文書が出された年の春、岩では、史料38と同じように、船二艘について諸役免除の北条氏の印判状を得た。ところが、北条氏から役をかけられた真鶴の船方中は内々に、岩の船方にその役を分担させようとしたので、岩から訴えて出たのであろう。このため家貞が、真鶴のやり方は北条氏の印判状をないがしろにし、北条氏の意向に従わない行為ではないかとして、今後は印判状に記されていようとおりにするよう申し入れたものである。

40 天正九年(一五八一)十月十三日 岩の百姓中が、ふたたび新造の鮫追船の諸役免除を獲得する

鮫追船貳艘新造ニ致之立由申上候、諸役令赦
免候、若横合非分之儀申懸者有之者、小田原
へ罷越可申上者也、仍如件、

岩
百姓中

天正
九年辛巳
十月十三日 虎朱印

江雲
奉之

(真鶴町教育委員会蔵)

41
〔一五八二〕
天正十年二月二十二日 土肥郷などが伝馬役の駄賃を役錢から支給される

1 可除一里一錢

〔約六五五文〕につき一錢〔一文〕の駄

賃を免除する。北条

領では公定の駄賃は

一里ごとに一文の定

めであった。除くと

は、史料35の「公方

伝馬」と同じに、「伝

馬を使用する者が

駄賃を支払わなくて

もよい」という意。

2 軽井沢

〔静岡県函南町〕

伝馬五疋可出之、御馬飼料・諸道具届御用、
可除一里一錢、土肥・熱海・軽井沢三ヶ郷
者、役錢を以被下者也、仍如件、

午〔天正十一年カ〕
二月廿二日〔常調朱印〕

江雲⁴奉之

小田原より小浦迄⁵

宿中

〔最勝院文書 東京大学史料編纂所影写本〕

北条領の宿場では、どこでもこうした伝馬の負担に苦しんでいたが、とりわけ、土肥・熱海・軽井沢では住人の生活が圧迫されたため、北条氏に訴えて出たのであろう。北条氏はその訴えを認め

て、伝馬は無賃で負担させるが、役錢の中から駄賃に相当する額を支給するという救済策を講じる

伝馬五疋これを出すべし。御馬飼料・諸道具届け
る御用、一里一錢を除くべし。土肥・熱海・軽井
沢三ヶ郷は、役錢をもって下さるものなり。よつ
て件のごとし。

北条家伝馬手形

【解説】

伝馬の朱印が押された伝馬手形で、史料35の文

書と機能は同じである。小田原から小浦までの間

にある各宿場では、この馬の飼料や諸道具を運ぶ

ため、五疋の伝馬を無賃で出さなければならな

い。

〔3下〕八八八四号)。

(一五八二) 天正十年四月二十日 真鶴の海人二〇人が、三浦で大のしをむくよう命じられる

42

1 かつき 海人(あま)
のこと。史料29参
照。

2 三浦 神奈川県の三
浦半島。

3 美濃守 北条氏規。
北条氏康の子。伊豆
の韮山城(静岡県韮
山町)城主と、三浦
半島先端にある三崎
城(三浦市)の城主
を兼ねた。

4 大のしむくへし 贈
り物に添える熨斗鮑
(のしあわび)を作る
ために、鮑の肉を薄
く長くはぐ作業を命
じるもの。それを引
き伸ばし、乾かして
用い、祝意を表し
た。

5 日数者十日 三浦で
の作業日数が一〇日
間であることをい
う。

午
卯月廿日 (虎朱印)

真名鶴

代官

6 石上殿

(真鶴 五味源太郎氏蔵)

まなづるのかつき衆之内、いかにも上手貳十
人、明日廿一、三浦へ罷越、自美濃守殿如下
知、大のしむくへし、京都へ之御用ニ候間、
いかにもななく、手ぎわをよくむくへし、日
数者十日之可致支度、仍如件、

(天正十年)

知のことく、大のしむくべし。京都への御用に候
間、いかにもななく、手ぎわをよくむくべし。日
数は十日の支度を致すべし。よって件のごとし。
【解説】

真鶴の海人たちの中から上手な者二〇人を選
び、三浦に行って熨斗鮑を作るよう命じたもので
ある。真鶴の海人たちの技術がすぐれていたか
ら、呼び寄せられたのであろう。

午歳には天正十年、元亀元年(一五七〇)等が
あるが、四月二十日で、京都への使者派遣がきわ
めて重要な政治課題であった年といえば、天正十
年がもっとも妥当であろう。織田信長の侵攻を受
けて、甲斐の武田勝頼が自刃したのがその年三月
十一日であった。北条はかねてから信長と同盟を
結ぼうと考えていたので、ただちに信長の陣所に
使者を送り、友好関係を保つことに努めた。そし
て、北条家朱印状

【読み下し】

6 石上 史料30 参照。

まなづるのかつき衆の内、いかにも上手二十人、
明日二十一、三浦へ罷り越し、美濃守殿よりの下
まなづるのかつき衆の内、いかにも上手二十人、
明日二十一、三浦へ罷り越し、美濃守殿よりの下

て、引き続き、当主氏直の近親者のいすれかが上洛し、織田家から氏直に嫁を迎えて、同盟を結ぶための交渉に入ることが緊要の課題となつてゐた。

四月二十日の時点で、三崎城主の北条氏規⁶が使者として上洛することが決まっており、その指示のもとに、大熨斗が作られることになつたのである。

43 〔天正十八年四月〕 真鶴郷など九か所に豊臣秀吉の制札が出される

1 制札 大名などが、
禁止や規制の内容を

1 [43]
公示するために出し
た文書。紙や木札に
書かれた。

豊臣秀吉制札¹
条々

伊豆国

川奈郷²

網代郷

伊東郷³

田賀郷⁴

宇佐肥郷⁵

あたミ郷

伊豆山

土肥郷

可為一錢切、并麦毛不可刈取事、
右、若於違犯之輩者、速可被処罪科者也、

天正十八年四月日〇（秀吉朱印）

（長沢文書 東京大学史料編纂所影写本）

【読み下し】

（前略）

まな鶴郷 以上九ヶ所
6 還住 もとの居住地
に帰り住むこと。こ

の条文は戦乱を避け
て他所に移つたり、
逃亡した村人を村に
戻そうといふねらい
をもつてゐる。

1 軍勢甲乙人、還住之家不可陣取事、
一 対土民百姓、非分之儀申懸族有之者、

一、地下人百姓ら、^{きつとうじんじゅう}急度還住せしむべき之事。
一、軍勢甲乙人、還住の家に陣取るべからざるの

7

一錢切
一枚（銅貨に相当する物
でも、百姓から）
不法に取つたり、盜
んだりした者は死刑
に処す、といふ意。

あらば、一錢切たるべし。ならびに麦毛刈り
取るべからざるの事。

右、もし違犯の輩においては、すみやかに罪科
に処さるべきものなり。

【解説】

豊臣秀吉は天正十七年（一五八九）十一月二十
四日付けで北条氏直に対し宣戦布告状を発し、來
年北条氏を攻めることを通告した。同時に各國の大
名にもこのことを通知した。翌天正十八年、徳
川家康をはじめ、東海道を進んだ軍勢は、相模・
伊豆国境に近い駿河東部（現沼津市周辺）に集結

した。秀吉は三月一日に京都を出発。その到着を待つて、三月二十九日、豊臣秀次の率いる軍勢が山中城（三島市）を攻め、その日のうちにこれを攻め落とした。秀吉は箱根湯本に陣を進めた。

この制札は、秀吉方の軍勢が箱根山を越えて小田原城を取り囲んだ四月に出されている。軍勢が百姓の家に陣取つたり、乱暴したり、麦などを刈り取つたりすることを禁止し、違反者は処罰すると書いてある。真鶴や土肥は正式には相模国に属するが、国境にあるため、伊豆国とみられることがしばしばあった。